

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	農地所有者代理事業に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>農用地利用集積円滑化事業は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑な実施を図るため、市町村が基本構想に定めた基本的な方針の下、農用地利用集積円滑化団体（農用地利用集積円滑化事業規程について市町村長の承認を受けた法人又は団体（農業協同組合、市町村公社等））が行う次の事業である。</p> <p>① 農地所有者代理事業 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業</p> <p>② 農地売買等事業 農用地等買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業</p> <p>③ 研修等事業 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>農用地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）により農用地区域内の土地を取得した場合に、その不動産取得税の課税標準の算定に当たって、価格の3分の1に相当する額を控除する。</p> <p>この特例措置の適用期限を2年間延長することを要望する。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第13項		
減収見込額	(初年度)	— (▲13)	(平年度) — (▲13) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>競争力のある経営体を育成・確保し、国民に対する食料供給の基盤となる農地の確保及び有効利用を図るため、意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 食料・農業・農村基本法第23条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」とされている。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第36条において、「国及び都道府県は、農地利用集積円滑化事業等の農業経営基盤強化促進法に基づく措置の円滑な実施のために必要となる援助を行うよう努めるものとする」とされている。</p> <p>このため、平成22年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、食料自給率向上の基礎となる農地の確保・有効利用を推進するために「意欲ある多様な農業者への農地の集積を推進」することとしている。</p> <p>② 農地利用集積円滑化事業は、農地の有効利用を図るため、農地の利用集積、効率的な利用の促進のための施策として、昨年12月に施行された改正農地法により創設された事業である。本特例措置は、農地の利用集積を進める際に必要となる初期投資を軽減し、意欲ある農業者の経営改善に繋がることから、農地利用集積円滑化事業が全国で本格的に実施される平成23年度以降において、当該事業の円滑な実施を税制面からも支援していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	6—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） <<政策分野>> 優良農地の確保と有効利用の促進
	政策の達成目標	農業従事者の高齢化が進む中で、リタイアする農業者の農地を意欲ある農業者に集積していく必要がある。平成32年において、農地面積の8割程度が販売農家及び法人経営により担われることとなるようこれらの者への農地の利用集積を進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間延長
	同上の期間中の達成目標	従来を相当程度上回るペースで農用地の利用集積を進める。
	政策目標の達成状況	販売農家及び法人経営への農地の利用集積について、平成32年度8割程度の目標に対し、平成17年度の実績は76.1%。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数 4,108 適用事業者の範囲 379,000
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例の対象となる農地利用集積円滑化事業は、昨年12月に施行された改正農地法により創設された施策で、食料・農業・農村基本計画においてもその取組を推進することとしており、農地を取得する意欲ある農業者に対する本特例措置は、農地利用集積円滑化事業の円滑な実施に有効であり、国民に対する食糧供給基盤である農地の確保・有効利用に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業）により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	農地の利用調整を行う農地利用集積円滑化団体の活動に対しては補助金で支援。農業者の農地取得や機械の整備に関しては低利融資制度で支援。 本特例は、農地を取得する意欲ある農業者の農地取得に対する負担（初期投資）を軽減し、農地取得のインセンティブを与えようとするものである。 本特例措置は、農用地等としての利用以外が認められない農用地区域内の農用地等を取得した場合に限定されており、意欲ある農業者への利用集積を支援するための政策手段として必要最小限の特例措置であり的確である。
	ページ	6—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 21 年度に創設